（十二）　独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第二十二条第一項の規定による交付金
（十三）　独立行政法人水資源機構法第三十五条の規定による補助金
（十四）　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）第二十五条第一項の規定による補助金
（十五）　震災特別法第六条又は第七条の規定による補助金
（十六）　東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律第六条の規定による補助金
（十七）　情報通信基盤災害復旧事業費補助金
（十八）　公立諸学校建物其他災害復旧費補助金
（十九）　医療施設等災害復旧費補助金（公営企業又は公営企業型地方独立行政法人に係る病院事業に係るものを除く。）
（二十）　社会福祉施設等災害復旧費補助金（公営企業に係る介護サービス事業に係るものを除く。）
（二十一）　職業能力開発校設備整備費等補助金（施設整備に係るものに限る。）
（二十二）　保健衛生施設等災害復旧費補助金
（二十三）　海岸保全施設等災害復旧事業費補助
（二十四）　共同利用漁船等復旧支援対策費補助金
（二十五）　漁港施設等災害関連事業費補助（公営企業に係る下水道事業に係るものを除く。）
（二十六）　漁港施設災害復旧事業費補助
（二十七）　国産農畜産物・食農連携強化対策事業費補助金
（二十八）　災害関連緊急治山等事業費補助
（二十九）　水産業共同利用施設設備復旧支援整備費補助金（公営企業に係る市場事業に係るものを除く。）
（三十）　漁場等復旧支援対策費補助金（その区域の全部又は一部が震災特別法第二条第三項に規定する特定被災区域内にある地方公共団体等が施行する事業に係るものに限り、かつ、さけ・ます生産地震災復旧支援緊急事業費に係るものを除く。）
（三十一）　水産物供給基盤整備事業費補助
（三十二）　治山施設災害復旧事業費補助
（三十三）　治山施設等災害関連事業費補助（公営企業に係る下水道事業に係るものを除く。）
（三十四）　農業・食品産業強化対策整備交付金
（三十五）　農業用施設災害復旧事業費補助
（三十六）　農業用施設等災害関連事業費補助（公営企業に係る下水道事業に係るものを除く。）
（三十七）　農地災害復旧事業費補助
（三十八）　林地崩壊対策事業費補助
（三十九）　林道施設災害復旧事業費補助
（四十）　中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金（公営企業に係るガス事業に係るものを除く。）
（四十一）　河川等災害関連事業費補助
（四十二）　河川等災害復旧事業費補助
（四十三）　公営住宅整備費等補助（地方公共団体が実施する公的賃貸住宅の建設、買取り又は改善に係る事業に係るものを除く。）
（四十四）　港湾施設災害関連事業費補助
（四十五）　港湾施設災害復旧事業費補助
（四十六）　住宅施設災害復旧事業費補助
（四十七）　都市災害復旧事業費補助（公営企業に係る下水道事業に係るものを除く。）
（四十八）　廃棄物処理施設災害復旧事業費補助（公営企業に係る下水道事業に係るものを除く。）

三

（一）　公立学校施設災害復旧費国庫負担法第三条の規定による負担金
（二）　放射線量低減対策特別緊急事業費補助金
（三）　社会福祉施設等災害復旧費補助金
（四）　公立諸学校建物其他災害復旧費補助金
（五）　水産業共同利用施設設備復旧支援整備費補助金（公営企業に係る市場事業に係るものを除く。）
（六）　農山漁村6次産業化対策事業費補助金

四

（一）　砂防法第十四条第二項の規定による負担金
（二）　土地改良法第九十条第一項の規定による負担金
（三）　漁港漁場整備法第二十条第一項又は第二項の規定による負担金
（四）　港湾法第五十二条第二項の規定による負担金
（五）　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第五条の規定による負担金
（六）　森林法第四十六条第一項の規定による負担金
（七）　道路法第五十条第一項又は第二項の規定による負担金
（八）　空港法第六条第一項又は第九条第一項の規定による負担金
（九）　海岸法第二十六条第一項又は第二項の規定による負担金
（十）　高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十条第一項の規定による負担金
（十一）　地すべり等防止法第二十八条第一項、第二項又は第三項の規定による負担金
（十二）　河川法第六十条第一項の規定による負担金
（十三）　交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第六条第一項の規定による負担金
（十四）　東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律第三条第五項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第五項、第七条第五項、第八条第三項、第十条第五項又は第十一条第四項の規定による負担金
（十五）　東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律第五条第二号、第三号又は第四号の規定による負担金
（十六）　東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成二十三年法律第九十九号）第五条第一項の規定による負担金
（十七）　東日本大震災復興特別区域法第五十六条第八項の規定による負担金

五

（一）　災害救助法第三十六条の規定による負担金
（二）　土地改良法第百二十六条の規定による補助金
（三）　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第三条の規定による補助金（公営企業に係る市場事業に係るものを除く。）
（四）　港湾法第四十三条第五号の規定による補助金
（五）　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第三条の規定による負担金（公営企業に係る下水道事業に係るものを除く。）
（六）　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第九条の二第二項の規定による負担金
（七）　森林法第四十六条第二項の規定による補助金